

「 刑 法 」

60分

(注意:解答はすべて解答用紙に記入すること。)

会社員Aは勤務先で仕事上の失策を上司に厳しく叱責され、さらにそれと相前後して交際相手から「もうこれっきりにしましょう」との電子メールが自己の携帯電話に到着したため自暴自棄となった。

Aは、帰宅途中の空気が乾燥し、北風が吹き荒れる冬の深夜、鉄筋コンクリート造2階建てのマンション風の建物(但し、不燃性・難燃性ではない)の北隣に約2メートル離れて建っていた木造の物置小屋の中に入り、誰もいないことを確認し、当該物置小屋の内壁に、持っていた新聞紙に100円ライターで火を付けた上、「よし、これであのマンションみたいな建物の住人たちが焼け死んだらいい」と思いつつ立てかけておいた。Aはその火が物置小屋の壁に移って炎を上げ始めたのを確かめてからその場を離れたが、直後にそのマンション風建物の玄関前を通りがかった際に「特別養護老人ホーム くるまみち」という看板が目に入った。そこには20名前後の入所者と数名の職員で1・2階とも空室のない状態であった。Aはいつもの通勤経路だったにもかかわらず、ここが特養老人ホームであることを初めて知るとともに、いずれも闘病中の、故郷にいる年老いた両親の顔が目浮かび、「これはとんでもないことをした」と思った。Aはとっさに当該老人ホームに駆け込み、「すみません。隣が火事です。すぐに避難して下さい!」と叫び、当直の職員と協力して入所者を玄関先に運び出す作業を懸命に行なった。

それが一段落してから、Aは物置小屋の火を消し止めるのを忘れていたことにより、携帯電話で119番に通報してから物置小屋に駆けつけたところ、火災に気づいた付近の住民によるバケツリレーがすでに功を奏し、当該物置小屋はほぼ全焼したものの、さらに老人ホームの外壁に何箇所か黒く焦げた跡が付いただけで済み、他方、ホームの入所者及び職員は全員無事であった。

Aの罪責を論じなさい。

以上